

日火連短信

令和3年1月12日第158号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫

TEL 03-5549-9041

FAX 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

(公社) 全国火薬類保安協会より、12月28日付の火薬類取締法関連の省令、告示の改正について連絡がありました。火薬類取締法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に定める様式の押印廃止、船舶による危険物の輸送基準等を定める告示の一部改正で、押印廃止についてはすべての会員に関するものです。

会員各位への周知をお願い致します。

都道府県火薬類保安協会 様

団体会員各位 様

企業会員各位 様

新年あけましておめでとうございます。

令和2年12月28日付けにて、火薬類取締法関連の関係省令、告示の改正が行われておりますので、ご連絡します。

この内容は全火協 HP にも掲載します。

菅内閣の行革担当大臣に就任した河野大臣肝いりで進めてきた、押印の廃止関連様式の改訂のほか、電子雷管船舶による危険物輸送告示別表に電子雷管関係を追加規定するものです。

添付1 押印を求める手続の見直し(令和2年12月28日 経済産業省令第92号)を「法令関係」に追加

添付2 火薬類の運搬に関する内閣府令の一部改正(令和2年12月28日)

添付3 猟用火薬類等の譲渡。譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正(令和2年12月28日)

添付4 船舶による危険物の輸送基準等を定める告示の一部改正(令和2年12月28日国土交通省告示第1595号)

コロナ禍の早期終息、火薬類の安全と皆様のご多幸を祈念致します。

敬具

令和3年1月8日

／全国火薬類保安協会